

本会議の 質疑から

条例・その他

**第59号議案 町田市教育
環境整備地区建築条例の
一部を改正する条例**

議員 今回5校が対象であるが、今後の新たな学校についても、基本計画などを検討する際に、建築物の用途制限の緩和等に対応するものか。

都市整備担当部長 今後についても、町田市新たな学校づくり推進計画に基づき、多様な人々が集い、スポーツや生涯学習、あるいは地域活動等を通じて交流しながら活動できる地域活用型学校の実現に向けて、集会場やスポーツ練習場等の必要な建築ができるように、都市計画手続等を行いながら対応していきます。

議員 学校施設の中に建築が可能とされている集会場やスポーツ練習場はどのような設備を想定されているのか。また、新たに加える第四種教育環境整備地区で高さ制限を25メートルにした理由は。

都市整備担当部長 集会場については、多目的室、コミュニティルーム、ラーニングセンター等を想定しています。スポーツ練習場については、屋根がついたりするとプールについても建築物となりますので、プールと想定をしているところとです。高さ制限については現状での高さ制限が高さ地区の規定による31メートルと定められているものを周辺環境への配慮として高さ制限を25メートルに強化するというものです。

第58号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

議員 国や都の補助金は最大限に活用できているのか。

子ども生活部長 待機児童対策として、国や東京都は多くの補助制度を設けています。待機児童対策を着実に進めていくため、国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金並びに東京都の待機児童解消区市町村支援事業、賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用するなど、市が進める待機児童対策に活用できる補助制度を最大限に活用しています。

予算

**学校給食における食料物
価高騰対応事業**

議員 食料費の改定を行うことで、学校給食においてどのような効果が見込まれるか。

学校教育部長 引き続き、栄養バランス、ボリュームともに満足される給食を提供していくことが大きな効果と捉えています。食料費を増額することで、使用する野菜の種類が増え、安価な魚だけではなく、様々な価格帯の魚を選択できるなど、学校給食で使える食材について選択の幅が広がるものと考えています。

1 町田市議会定例会において採択された、請願について、次のとおり報告がありました。

**町田市の多文化共生政策
の抜本的な推進を求める
請願**

経過及び結果

今回採択されました請願の主旨及び委員会審査における請願者のご意見を踏まえ、町田市多文化共生プランの策定について、あらためて実現性、妥当性を検討いたしました。

請願では、近年、在留外国人の人数が増加しており、今後も、全国的な少子高齢化、グローバル化を背景に、外国人住民やその子どもたちが増えることが予想されることから、町田市多文化共生プランを策定してほしいとの要望がありました。この請願の趣旨は、多文化共生政策を中心として担う新たな担当部署を設置することや、外国につながる子どもの日本語教育支援を強化するなどの教育に重点を置いた施策を開始すること求めています。

この請願を受け、これまでの取組状況を踏まえ、町田市多文化共生プランの策定について考察いたしました。

町田市では、町田国際交流センターと協力し、外国人向けの日本語教室や、生活等に関する相談窓口、多文化理解のための交流イベントなど幅広い支援を実施しております。日本語教室については、子どもを対象とした教室や、就学前の子どもと保護者のための教室なども行っております。

また、教育委員会では、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に、日本語指導員を派遣して、日本語指導を実施しています。さらに

2024年度からは、日本語を活用した日本語指導に加えて、児童・生徒の母語を活用した母語による日本語初期指導も実施しています。こうした日本語指導を計画的に実施するために、日本語指導を受けている全ての児童生徒について、特別的教育課程や個別指導計画を作成しています。

あわせて、庁内の関係部署が連携し、多言語による情報発信、外国人向けのごみの分別に関する講座の開催、外国人児童の就学を支援する説明会なども実施しております。

このように、既存の取組がすでに幅広く展開されており、支援体制が整っていることから、これらを引き続き着実に進めていくことが重要であり、現時点では個別計画としての町田市多文化共生プランを策定することは、妥当ではないとの認識に至りました。

今回採択されました請願の趣旨や、委員会審査における請願者のご意見を真摯に受け止め、今後も、外国人住民の方が地域で安心して生活していけるよう必要とされる支援等について検討し、実施してまいります。

第17期町田市議会改革 調査特別委員会 を開催

5月26日、7月18日に開催され、次の付議事件や請願の審査が行われました。

- 付議事件**
- ① 議員の調査活動等に関する事項
 - ② 議会の権能・機能強化に関する事項
 - ③ 議会の情報提供に関する事項
- の調査・検討

議員の寄附行為は 禁止されています

市議会では、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため、虚礼廃止に関する要綱を制定しています。

選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止しています。お祭りや地域の行事等への寄附や飲食物等の差し入れなども該当します。

このことから、会費が必要とされる催し物や実費が伴う行事等にご案内いただく場合は、会費（他の参加者と同額）を必ず明示して議員にご通知くださるよう、ご協力をお願いいたします。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

- 1、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
- 2、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
- 3、町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
- 4、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
- 5、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）は廃止する。

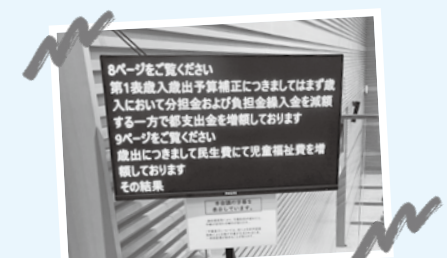
附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。

町田市議会を傍聴・視聴しませんか？

町田市議会では、議場傍聴席モニターや本会議中継における字幕表示を行うなど、傍聴・視聴環境を整備しています。

また、市議会ホームページでは、会議録の検索、議会の会期日程や議案の審議結果等の最新情報、議員の紹介、過去の市議会だよりなどを掲載しています。また、本会議、常任委員会や特別委員会のライブ中継、録画配信もインターネットで行っています。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。



字幕表示モニター（議場傍聴席設置）



本会議ライブ中継

手話通訳・要約筆記（ノートテイク）を 希望する方へ

本会議や委員会の傍聴を希望する聴覚等に障がいのある方に、手話通訳者や要約筆記（ノートテイク）者の派遣を行っています。希望される場合は、傍聴希望日の8日前（土・日曜日及び祝日を除く）までに、FAX（050-3161-7663）で議会事務局までお申し込みください。

なお、手話通訳者及び要約筆記者の確保ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申込内容

- ・希望する派遣の種類（手話通訳又は要約筆記）
 - ・住所
 - ・氏名
- ※申込者以外にも手話通訳及び要約筆記を希望される方がいる場合は、他○名と記載してください。
- ・傍聴希望の日時又は内容